

○生活・事業等を支えるための主な支援一覧

令和3年5月13日現在

事業名	主な内容	お問い合わせ先	ホームページ等
中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る令和3年度課税の固定資産税の軽減措置	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための措置に起因して厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税額の軽減措置を行う予定です。(手続等の詳細は未定です。)	板柳町役場 税務会計課 電話 0172-73-2111 受付 8:15~17:00 (土・日曜・祝日及び年末年始の閉庁日を除く)	https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei.html
上下水道料金・農業集落排水使用料の猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少している場合など、一時的に上下水道料金・農業集落排水使用料の支払いが困難になった、個人、法人すべての方を対象に、令和3年4月分(令和3年3月使用分)から9月分(令和3年8月使用分)までの6か月分を最大3か月猶予を受けることができますようになりました。	板柳町 上下水道課 電話 0172-73-3428 受付 8:15~17:00 (土・日曜・祝日及び年末年始の閉庁日を除く)	https://www.town.itayanagi.aomori.jp/info/info-details.php?id=2990
国民健康保険傷病手当金	板柳町国民健康保険の加入者で、新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱等の症状があり感染が疑われることにより会社等を休み、給与等の支払いを受けられない場合に傷病手当金を支給します。	板柳町役場 健康推進課 国保医療係 電話 0172-73-2111 受付 8:15~17:00 (土・日曜・祝日を除く)	https://www.town.itayanagi.aomori.jp/info/info-details.php?BunruiID=&id=3155
後期高齢者医療制度傷病手当金	後期高齢者医療制度の被保険者である被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した方または発熱等の症状があり感染が疑われる方で、一定の要件を満たし、療養のため労務に服することができなかった方に対し、傷病手当金を支給します。	青森県森県後期高齢者医療広域連合 業務課 給付担当 電話:017-721-3821 受付:8:30~17:15 (土・日曜・祝日を除く)	http://www.aomori-kouikirengou.jp/kyufu/korona_syoubyou.html

事業名	主な内容	お問い合わせ先	ホームページ等
住居確保給付金(家賃)	離職や自営業の廃止又はこうした状況と同程度の状況に至り、経済的に困窮し住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方で、支給要件に該当する場合、一定期間家賃相当額を支給します。	中南地域自立相談窓口 電話 0172-88-8637 受付 月～金曜8:30～17:00 (土、日、祝日、年末年始を除く)	https://corona-support.mhlw.go.jp/
緊急小口資金・総合支援資金(生活費)	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。	板柳町社会福祉協議会 電話番号 0172-72-1161 受付時間 8:15～17:15 (土、日、祝日及び年末年始を除く) 又は、 労働金庫各店舗 個人向け緊急小口資金・総合支援資金 相談コールセンター 電話番号 0120-46-1999 受付時間 9:00～21:00	https://corona-support.mhlw.go.jp/
国民年金の免除等	国民年金保険料の免除・猶予及び学生納付特例申請は、以下の2点をいずれも満たした方が対象になります。 (1)令和2年2月以降に、新型コロナウイルスの感染症の影響により収入が減少したこと (2)令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれること	板柳町役場 町民生活課 町民年金係 電話 0172-73-2111 受付 8:15～17:00 (土・日曜・祝日及び年末年始の閉庁日を除く)	https://www.town.itayanagi.aomori.jp/info/info-details.php?id=2758
青森県特別補償融資制度「経営安定化サポート資金」災害枠 ①新型コロナウイルス感染症対応資金 ②青森県新型コロナウイルス感染症特別対策資金	県内に事業所を有する個人事業主(小規模)、小・中規模事業者で、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動に影響を受け、売上が5%以上減少している方に、保証料、金利(3年間)を補助するもの。	取扱金融機関:県内に本店・支店を有する金融機関 問合せ:青森県信用保証協会(017-723-1354)、青森県商工政策課商工金融グループ(017-734-9368)	https://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/marutei.html

事業名	主な内容	お問い合わせ先	ホームページ等
厚生年金保険料等の猶予制度等	厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、納付すべき保険料等の納期限から6ヶ月以内に管轄の年金事務所へ申請することにより、換価の猶予が認められる場合があります。	弘前年金事務所 電話0172-27-1339 受付時間 8:30～17:15 (土・日曜・祝日及び年末年始の閉庁日を除く)	https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html
新型コロナウイルス感染症特別貸付	新型コロナウイルス感染症による影響を受け、一時的な業績悪化(最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した等)となった事業者(事業性のあるフリーランスを含む)に対し、融資枠別枠の制度を創設しました。信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施します。※ 個人事業主(事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る)は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。	平日のご相談 日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 土日・祝日のご相談 日本政策金融公庫:0120-112476(国民生活事業) 0120-327790(中小企業事業)	https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html
特別利子補給制度	日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った個人事業主(事業性のあるフリーランスを含む)等に対して、利子補給を行うことで資金繰り支援を実施します	中小企業金融・給付金相談窓口 0570-783183(平日・休日9:00～17:00)	/
雇用調整助成金(事業主の方向け)	経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対し、雇用の維持を図るため、休業手当に要した費用を助成します。	ハローワーク弘前 電話0172-38-8609 8:30～17:15 (土・日曜・祝日及び年末年始の閉庁日を除く)	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html
休業手当	会社に責任のある理由で労働者を休業させた場合、会社は、休業期間中に休業手当(平均賃金の6割以上)を支払う必要があります。	お近くの労働基準監督署 弘前 0172-33-6411 五所川原 0173-35-2309 受付時間 8:30～17:15 (土・日曜・祝日及び年末年始の閉庁日を除く)	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/index_00004.html